

「求職者支援制度」のご案内

職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。

→原則として、受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。

訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。

→「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、皆様の求職活動をお手伝いします。

一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。

→ 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。

主な制度対象者は？

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方 など

◆◆ ご注意ください! ◆◆

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職をめざして求職活動を行う方のための制度です。

このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを再び繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

求職者のみなさまへ

[\(1\) 求職者支援制度のリーフレット](#)

[\(2\) 求職者支援訓練コース一覧](#)

最新

[4, 5, 6 月開講](#)

[7, 8, 9 月開講](#)

(4, 5 月開講の募集はすべて終了いたしました。)

訓練実施機関の方へ

[\(1\) 求職者支援訓練の申請について](#)

[① 平成 29 年 7 月～9 月訓練開始コースに係る認定定員数について](#)

[② 平成 29 年 7 月～9 月訓練開始コースに係る認定申請について](#)

[\(2\) 訓練実施奨励金支給の申請について](#)

そ の 他

最新

[\(1\) 平成 28 年度における静岡県地域職業訓練実施計画](#)

[\(2\) 平成 28 年度第 2 回静岡県地域訓練協議会開催概要](#)

[\(3\) 制度の詳細について](#)

[\(厚生労働省のホームページへ移ります\)](#)

[\(4\) 求人者における「職業訓練に関するニーズアンケート」調査結果報告](#)

四角に囲まれた項目は
該当のホームページに
移ります。